

## 埼玉県介護の魅力PR推進事業業務委託仕様書

### 1 業務の名称

埼玉県介護の魅力PR推進事業業務委託

### 2 業務の目的

埼玉県介護の魅力PR推進事業業務委託契約書第2条に基づき、介護の魅力PR推進事業業務（以下「業務」という。）の実施に必要な事項について定める。

### 3 契約期間

令和7年4月1日（予定）から令和8年3月31日（予定）まで

### 4 委託業務の内容

受託者は、次の業務を実施する。

#### (1) 「介護の魅力PR隊」の活動

ア 平成26年2月12日に結成された「介護の魅力PR隊」を中心に各種教育機関、就職説明会・相談会会場等を100回程度訪問し、介護職の魅力PR及び人材募集活動等を実施すること。

イ 令和7年5月に開催する埼玉県介護職員合同入職式・表彰式における交流会（以下、「交流会」という。）にコーディネーターとしてPR隊を20名程度参加させるとともに、交流会が円滑に進行するよう、随時サポートを行うこと。

#### ウ 広報活動

介護業界の専門誌等からの取材に対応するほか、メディアやSNS等、様々な手法による介護の魅力のPRを行うこと。SNS投稿では、PR隊が登場する短い動画や画像等を作成し、介護の魅力を発信する内容のものとする。なお、現在運営しているYouTubeチャンネルを活用しつつ、新たなコンテンツでの発信をすること。

#### (2) アンケート調査の実施

上記（1）アの実施に当たっては、参加者へのアンケート調査を実施し、委託者へ報告すること。

### 5 委託契約額の内訳

次に掲げる経費とする。

- (1) PR隊員の派遣に要する経費  
旅費、報償費
- (2) 運営経費  
事務所費、人件費、募集費、手数料
- (3) SNS運営経費  
謝金、投稿作成費、通信運搬費
- (4) その他  
消費税、その他知事が必要と認めた経費

## 6 その他

### (1) 事業完了報告書等の提出

受託者は、業務が完了したときは、次に掲げる電子データを委託者に提出すること。

- ア PR 隊員活動状況（毎月）、活動報告書（年2回 上半期、下半期）  
活動報告は不足なく作成・提出すること。
- イ 各経費の内訳が確認できる書類
- ウ 事業実施上の課題及び提言
- エ アンケート結果を取りまとめた書類

### (2) 関係書類の保存

受託者は、契約終了後5年間、事業に関する関係書類を保管しておかなければならない。

### (3) 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項は、委託者、受託者協議し、決定するものとする。